○行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用

平成18年8月22日

告示第123号

改正 平成24年5月2日告示第91号

令和元年6月7日告示第28号

令和5年3月15日告示第56-2号

栗原市情報公開条例(平成17年栗原市条例第7号)第14条第2項の規定による 写しの交付その他の物品の供与に要する費用、栗原市個人情報の保護に関する法律施 行条例(令和4年栗原市条例第32号)第6条第2項の規定による写しの交付に要す る費用及び公表資料の写しの交付に要する費用等に関する事項を次のように定め、平 成18年9月1日から施行する。

1 写しの交付等に要する費用

| 区分 | 単位 | 額 |
|-----------------------|---------------|----------|
| (1) 日本産業規格A列3番までの大きさの | 1枚 | 20円 |
| モノクロの写し | , | |
| (2) 日本産業規格A列3番までの大きさの | 1枚 | 60円 |
| カラーの写し | | |
| (3) 光ディスク(直径120ミリメートル | 文書又は図画をスキ | 光ディスク1枚に |
| の光ディスクの再生装置で再生すること | ャナにより読み取っ | つき110円に読 |
| が可能なものであって、700メガバイ | てできた電磁的記録 | み取った文書又は |
| トのものに限る。)に複写することによ | の複写の場合 | 図画1枚ごとに1 |
| る写し | | 0円を加えた額 |
| | その他の場合 | 1枚につき110 |
| | | 円 |
| | | |
| (4) その他の方法による写し | 当該写しの作成に要する費用 | |
| (5) 郵送等のために要する費用 | 郵便料金等の実費 | |

備考

- 1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。
- 2 開示請求者が、光ディスクを持参又は送付した場合は、当該光ディスクに係 る費用は徴収しない。

2 写しの作成

- (1) 写しの作成は、市の職員が、市の機器及び市の物品を用いて行うものとする。
- (2) 写しの作成にあたっては、拡大又は縮小は行わないものとする。
- (3) 日本産業規格A列3番までの大きさのモノクロの写し又は日本産業規格A列3番までの大きさのカラーの写しを交付する場合
 - ア 原本の大きさが日本産業規格A列3番を超えるときは、分割して複写するものとする。

- イ 原本の大きさが日本産業規格A列3番を超える場合を除き、原本1枚につき 1枚を作成するものとし、2枚以上の原本により1枚を作成することは行わな い。ただし、製本された原本を見開きで複写する場合は、この限りでない。
- ウ 両面への作成は行わないものとする。ただし、両面印刷されている公表資料等で、製本されていないものを複写する場合等は、2倍の費用を負担させて両面への作成を行うことができる。
- (4) 光ディスク(直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。) に複写することによる写し又はその他の方法による写しを交付する場合
 - ア 未使用の記録媒体を使用して作成する。
 - イ 原本一部につき一部を作成するものとする。
 - ウ 原本が紙の文書又は図画である場合は、スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録の複写を交付するものとする。
- 3 費用の納入方法

費用は、現金により納入することを基本とする。ただし、郵便料金の実費は、当該郵便料金相当額の郵便切手を提出することによってこれに代えることができる。

4 その他

写しの作成等について、1から3までによることができない特別の事情があると きは、その都度、市長が定める。

附 則(平成24年5月2日告示第91号)

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(令和元年6月7日告示第28号)

この告示中第1条の規定は令和元年7月1日から、第2条の規定は令和元年10月 1日から施行する。